徳島県希少野生生物保護基本方針

第1 希少野生生物の保護に関する基本構想

1 生物多様性保全の重要性

野生生物は私たち人間の生存基盤である生態系の基本的構成要素であり日光、大気、水、 土等とあいまって、その多様性によって物質循環やエネルギーの流れを担い、生態系のバ ランスを維持している。

私たちは、野生生物及び生態系から、食料、衣料、抗生物質等の医薬品の原料のほか、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵を受けている。野生生物及び生態系は、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象としても、私たちが豊かな生活をおくっていく上で欠くことができない。

人間が、野生生物及び生態系から享受しているこうした恩恵を、生態系サービスというが、私たちや私たちの子孫が、物質的にも、精神的にも、健全に暮らしていくためには、こうした生態系サービスを享受し続けられるようにすることが極めて重要である。

私たちの身の回りには、なじみの深い野鳥や草花から、肉眼では見えにくい小さな生き物に至るまで、極めて多様な野生生物が生息又は生育している。

しかし、その背後では、産業活動や都市化の急速な進展等の人間の様々な社会活動により、地球の歴史上かつてない速さで野生生物の絶滅が進行している。徳島県版レッドリスト・レッドデータブックによれば、いくつかの種は既に絶滅し、また多くの種が絶滅の危機に瀕している。

種の絶滅による生物多様性の低下は、生態系のバランスを崩壊させるおそれがある。それは、私たちが生態系サービスを永遠に消失させ、私たちや私たちの子孫の生存基盤そのものを危うくしかねないことを意味する。

野生生物の保護は、本来、希少野生生物(注 1)であるか否かにかかわらず取り組むべきものであるが、なかでも希少野生生物を保護することを通して生態系の豊かさを守り、私たちの子孫が野生生物及び生態系からの恩恵を享受し続けられるようにすることは、今の時代に生きる全ての人間に課された重要な責務であり、早急に取り組まなければならない課題である。

注 1 希少野生生物

徳島県版レッドリスト掲載種及び調査・研究の進展により、徳島県版レッドリストに掲載される必要のあることが 明らかとなった野生生物の総称。

2 本県における生物多様性保全の現状

本県は、瀬戸内海、紀伊水道から太平洋に広がる海と変化に富んだ海岸線、剣山に代表される深い緑に覆われた雄大な山々、及びこれらに源を発する吉野川をはじめとする大小様々な河川で形成され、四季の変化にも富んだ豊かな生態系を有し、そして多様な野生生物が生息又は生育している。

しかし、本県においても、徳島県版レッドリスト・レッドデータブックにより明らかな

ように、生息地及び生育地の消失・縮小・分断、過剰な捕獲・採取、外来種の導入等により、多くの野生生物に絶滅の危機が生じている。

本県には、本県固有種、四国固有種、本県を分布の限界等としている種、また、国境を 越えて移動を行う種であって、国際的な取組が必要とされる希少野生生物が、数多く確認 されている。これは本県における希少野生生物の保護が、四国、日本及び世界の生物多様 性保全の観点からも重要であることを意味する。

このような状況のなか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の既成の法令では対応が難しい部分を補完するため、国は、平成4年、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)」を制定した。

しかしながら、種の保存法で保護の対象とされているのは、全国レベルで絶滅のおそれが高いごく一部の種であり、本県の希少野生生物の保護のためには、本県の実情に即した独自のきめ細かい施策が求められている。またその際、希少野生生物の生息・生育地をそれぞれ個別に保護するのみならず、奥山から里地里山、都市、さらには沿岸海域に至るまで、ビオトープ(地域本来の野生生物が住み続けられる場所)の連続性や適切な配置が確保された、広域的なビオトープネットワーク(生態系ネットワーク)の形成が、生物多様性の保全のため求められるようになっている。

本県では、平成14年に、生物多様性保全のための方針を示した「とくしまビオトープ・プラン」を策定し、あらゆる主体が協働して取り組むべきビオトープの保全・復元・創出について、その考え方や具体的な手法、また各種個別事業にビオトープネットワーク(生態系ネットワーク)という広域の視点を反映するための方針図を公表した。そして、これをもとに、県土整備部において「公共事業環境配慮指針」が、農林水産部において「田園環境配慮マニュアル」が、開発行為に当たっての希少野生生物への配慮の指針として作成され、運用されている。

こうした取組をはじめとして、「とくしまビオトープ・プラン」等生物多様性保全のための上位の方針を踏まえつつ、本県の実情に即したきめの細かい、かつ、総合的・計画的な施策を策定し、実施することが求められている。

3 希少野生生物保護の基本的な考え方

以上のような認識に立ち、希少野生生物の保護の基本的な考え方は、次のとおりである。なお、施策の推進に当たっては、様々な場面で、順応的管理(注 2)の手法を導入することが重要である。

(1) 県民、事業者及び民間団体等と行政の協働体制の整備

希少野生生物の保護施策を効果的に進めるためには、県民、事業者及び民間団体等の理解と協力が不可欠である。関係機関等と連携し、徳島県版レッドリスト・レッドデータブック並びに「とくしまビオトープ・プラン」等を用いた普及啓発をはじめとする野生生物の保護に関する教育を推進し、野生生物の保護の重要性に対する県民、事業者及び民間団体等の理解を深め、希少野生生物の保護活動への参加の促進をはかる等、県民、事業者及び民間団体等と行政の協働体制の整備を進めるものとする。

(2) 開発行為における希少野生生物への配慮

県は、希少野生生物の保護の重要性を認識し、「とくしまビオトープ・プラン」等生物 多様性保全のための上位の方針を踏まえ、「公共事業環境配慮指針」等開発行為における 希少野生生物への配慮に関する指針を策定し、希少野生生物の生息又は生育環境に影響を 及ぼすと認められる開発行為をしようとするときは、上記指針に基づき、順応的管理の考えの下、当該開発行為に伴って生ずる環境への負荷に対し、回避、低減等のミティゲーション(注3)を適切に検討し、実施するものとする。

(3) 希少野生生物の捕獲・採取等の規制

人間による過剰な捕獲・採取・殺傷・損傷(以下、「捕獲等」という。)が絶滅リスクを 高める主な原因となっている種については、捕獲等を原則禁止するなどの措置を講ずるも のとする。

(4) 希少野生生物の生息地及び生育地の保護

各種行為による希少野生生物の生息地又は生育地の消失・縮小・分断、水質悪化等による生息地又は生育地の質的劣化等を回避・低減するため、その種の生態的特性を踏まえつつ、当該希少野生生物の生息地又は生育地における各種行為を規制する等の措置を講ずるものとする。

(5) 外来種対策の推進

外来種の導入が県内における地域の在来種を絶滅に追いやる要因の一つとなっている。 県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種(以下「侵略的外来種」という。)をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことを規制するとともに、外来種に関する情報の収集と提供、侵略的外来種の個体数の低減及び生息地・生育地の縮小等、希少野生生物の保護のために必要な施策を講ずるものとする。

(6) 希少野生生物に関する回復事業の推進

希少野生生物に対する各種脅威の除去・低減をはかる一方、その種の存続を助けることを目的とした生息地及び生育地の保護・保全・再生等を行い、減少した個体数を回復し、自然状態での安定的な存続を目標とした事業を推進するものとする。

注 2 順応的管理:

順応的管理(Adaptivemanagement)は、管理する対象に不確実性を認めた上で、環境対策を順応的な方法で、また、多様な関係者の参加のもとに実施する管理手法である。順応的管理では、計画は仮説、事業は実験と位置づけられ、監視(モニタリング)によって計画(仮説)の検証を行い、検証結果に応じて、対策のやり直し、追加、場合によっては取り止め等の改善を行う。

注3 ミティゲーション

各種行為の実施により及ぶおそれのある希少野生生物への影響を緩和することを目的として実施する環境保全措置 をいう。希少野生生物への影響の回避から低減そして代償までを含む幅広い概念。ミティゲーションは、回避、低減、 代償の順で検討することとされている。

第2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生生物の選定方針

指定希少野生生物については、本県における生息又は生育の状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)又は地域個体群(地域的に孤立した個体群をいう。)で、次のいずれかに該当するものを選定するものとする。

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、 その存続に支障を来す事情があるもの
- (2) その個体の生息地又は生育地が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来たす事情があるもの
- (5) 外来種による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (6) 二次的自然の遷移の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (7) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来たす事情があるもの

2 選定に当たっての留意事項

指定希少野生生物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種及び従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと
- (2) 個体又は群体としての識別が容易な大きさを有しているものであって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものであること
- (3)原則として、徳島県版レッドリストの絶滅危惧 類又は絶滅危惧 類に属するものであること
- (4) わが国における主要な生息地又は生育地が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる等、本県の自然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定するようにすること
- (5) 生息地又は生育地の保護回復活動が現に行われている、又は期待できるものであること
- (6) 社会的価値、文化的価値又は県民の要請が高いものであること
- (7) 他法令により既に個体の保護がなされているものについては、希少野生生物保護区の 指定又は回復事業の実施の必要性が高いものであること

指定希少野生生物の選定に当たっては、分布状況や生息・生育のための環境条件等の科学的知見に基づき行うものとする。

3 指定希少野生生物に関する提案

希少野生生物の効果的な保護のためには、県及び市町村等並びに県民、事業者及び民間

団体の幅広い主体の協働が欠かせない指定希少野生生物の指定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、併せて、県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人からの適切な提案についてはそれを積極的に取り入れ、本県の生物多様性の保全に生かすよう努めるものとする。

なお、提案に当たっては、徳島県希少野生生物の保護に関する条例(平成18年徳島県条例第18号。以下「条例」という。)の趣旨及び条例基本方針の内容について、十分な理解のもと、提案するものとする。

第3 希少野生生物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

ア 指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等については、当該希少野生生物の保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。捕獲等には、指定希少野生生物の卵・幼虫等が現に生息している場所の改変等を含む。

ただし、希少野生生物に関する各種情報の収集等の重要性にかんがみ、指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすおそれのない区域として、知事が告示で定める区域内において捕獲等する場合等はこの限りではない。

イ 希少野生生物群の保護のための希少野生生物保護区(以下「ホットスポット(注4)型の希少野生生物保護区」という。)及び当該保護区の緩衝地区における当該指定に係る希少野生生物群の生きている個体の捕獲等については、その生物の保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。捕獲等には、希少野生生物群の卵・幼虫等が現に生息している場所の改変等を含む。

ただし、希少野生生物に関する各種情報の収集等の重要性にかんがみ、希少野生生物群の保護に支障を及ぼすおそれのない区域として、知事が告示で定める区域内において捕獲等する場合等はこの限りではない。

(2) 捕獲等の許可

ア 指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究、個体の保護のための移動又は移植の目的その他その生物の保護に資する目的で行うもの以外は原則として許可しないものとする。

イ ホットスポット型の希少野生生物保護区及び当該保護区の緩衝地区における当該指定に係る希少野生生物群の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究、個体の保護のための移動又は移植の目的その他その生物の保護に資する目的で行うもの以外は原則として許可しないものとする。

(3) 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止

捕獲等の規制に違反し、違法に捕獲等された個体の所持、譲受け、譲渡し、引受け又は引取りは禁止する。なお、この場合においては、指定希少野生生物及び希少野生生物群の器官並びに個体及び器官を原材料として加工された加工品であって、社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき当該希少野生生物の保護のための措置を講ずる必要があり、かつ、当該希少野生生物を容易に識別することができるものを含めて規制の対象とするものとする。

注4 ホットスポット

多様な意味で使われるが、ここでは、多種の希少野生生物が集中して生息・生育している地域をいう。

2 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生生物の個体の所有者又は占有者は、その保護の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持する等指定希少野生生物の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。ホットスポット型の希少野生生物保護区及び当該保護区の緩衝地区における当該指定に係る希少野生生物群の個体についても、その保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

県は、捕獲等の規制に違反して捕獲・採取されがちな希少野生生物に対し、その譲り渡 し等の実態の把握に努め、状況に応じ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4 希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生生物の保護の基本は、その生息地又は生育地における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生生物の保護のため、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、希少野生生物保護区を指定することができる。

種の保存法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種についても、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、希少野生生物保護区を指定することができる。

また、多種の希少野生生物が集中している区域の保護も、条例の目的の実現に重要であることにかんがみ、必要があると認めるときは、希少野生生物保護区を指定することができる。

1 希少野生生物保護区の指定方針

(1) 希少野生生物保護区として指定する生息地又は生育地の指定方針

ア 指定希少野生生物又は国内希少野生動植物種の保護のための希少野生生物保護区

複数の生息地・生育地が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生・水質・餌条件等からみてその種の個体の生息又は生育環境が良好に維持されている場所及び生息地又は生育地としての規模が大きな場所について、緊急性も考慮のうえ、総合的に検討し、希少野生生物保護区として優先的に指定すべき生息地又は生育地を選定する。生息地又は生育地が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地又は生育地を希少野生生物保護区に指定するよう努めるものとする。

イ ホットスポット型の希少野生生物保護区

希少野生生物の種類数、集中の度合い等をもとに、本県における生物の多様性の保全の 観点からその区域の重要性について総合的に検討し、希少野生生物保護区として優先的に 指定すべき区域を選定するものとする。

(2) 希少野生生物保護区の区域の範囲

希少野生生物保護区の指定に係る指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は希少野生生物群(以下「指定希少野生生物等」という。)の個体の生息地又は生育地の区域であって、そこでの各種行為により当該個体の生息又は生育に支障が生じることを防止し、保護を図るべき区域とする。

また、個体の生息地又は生育地の区域は、現にその個体が生息又は生育している区域を基本とするが、生物多様性の保全の観点から、その保護のために必要と認められる生態系の存在する区域にも配慮した区域とする。

鳥類等の行動圏が広いものの場合は、営巣地や重要な採餌地等その個体の生息にとって 重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が高 い区域とする。 なお、区域の選定に当たっては、指定希少野生生物等の分布の連続性、生態的な特性等 について、十分配慮する。

(3) 希少野生生物保護区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第21条第1項第7号の知事が指定する野生生物については、食草など指定希少野生生物等の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生生物を指定する。

イ 条例第21条第1項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第21条第1項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生生物等の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第21条第1項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生生物等の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生生物等の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第21条第1項第11号の知事が指定する野生生物については、現に指定希少野生生物等の個体を捕食し、餌資源・生息地若しくは生育地を奪うことによりその生息若しくは生育を圧迫し又は指定希少野生生物等との交雑による遺伝的かく乱を進行させている野生生物又はそれらのおそれがある野生生物を指定する。

カ 条例第21条第1項第12号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生生物等の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息又は生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第21条第1項第14号の知事が定める方法については、生息又は生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生生物等の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

2 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、希少野生生物保護区の区域のうち、指定希少野生生物等の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定するものとする。

なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生生物等の生態的な特性等を十分に考慮し、 指定希少野生生物等の保護のため必要最小限の期間とする。

3 緩衝地区の指定方針

緩衝地区は、希少野生生物保護区の周辺の区域であって、当該希少野生生物保護区及び これに係る指定希少野生生物等への外部からの人為による影響を緩和するため必要がある と認められる区域を指定するものとする。

緩衝地区の区域の範囲については、希少野生生物保護区への外部からの人為の影響の強度等に応じ、当該指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に影響が及ばないよう十分配慮した区域とする。

鳥類等の行動圏が広いものの場合は、営巣地や重要な採餌地等その個体の生息にとって 重要な役割を果たしている区域の周辺の、個体数密度又は個体が観察される頻度が、希少 野生生物保護区に準じて高い区域とする。

4 希少野生生物保護区等の区域の保護に関する指針

希少野生生物保護区及び緩衝地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生生物等の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針を明らかにするものとする。

5 指定に当たっての留意事項

希少野生生物保護区及び緩衝地区の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 当該指定希少野生生物等の保護回復活動が現に行われている、又は期待できる区域であること
- (2) 県民の要請が高い区域であること
- (3) 他法令により既に保護がなされている区域については、希少野生生物保護区等の指定により保護上の効果が見込まれる区域であること
- (4) 希少野生生物群の保護のための希少野生生物保護区については、おおむね5種以上の 希少野生生物が集中して生息し、又は生育する区域であること。希少野生生物群の指定に 当たっては、指定希少野生生物の選定に当たっての留意事項を準用する。

希少野生生物保護区等の指定に当たっては、当該保護区における希少野生生物等の分布 状況や生息・生育のための環境条件等の科学的知見に基づき行うものとするとともに、農 林水産業を営む者をはじめとする住民の生活の安定と福祉の維持向上に配慮し、所有権を 含む地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。また、県土の保全その 他の公益との調整を図るものとする。

なお、生物多様性条約、環境基本法等の自然環境保全に関する国際・国内関連法規等の整備により、野生生物、なかでも希少野生生物の保護の重要性に関する法的評価が高まっている。野生生物は、私たちの生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、私たちの豊かな生活に欠かすことができない。土地等の財産権の行使に当たっては、県、県民、事業者等、あらゆる主体において、今日、希少野生生物の保護の重要性についても十分に配慮する必要が生じていることにも留意するものとする。

6 希少野生生物保護区に関する提案

希少野生生物の効果的な保護のためには、県及び市町村等並びに県民、事業者及び民間 団体の幅広い主体の協働が欠かせない。希少野生生物保護区の指定は、基本的に県が主体 的に行うべきものであるが、併せて、県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事 業所を有する法人からの適切な提案についてはそれを積極的に取り入れ、本県の生物多様 性の保全に生かすよう努めるものとする。

なお、提案に当たっては、条例の趣旨及び条例基本方針の内容について、十分な理解の もと、提案するものとする。

7 その他の生息地又は生育地の保護に関する事項

希少野生生物の個体の生息地の所有者又は占有者並びに事業者は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生生物の保護に配慮することが望ましい。

第5 外来種対策に関する基本的な事項

人間によって意図的・非意図的に導入された外来種が、地域の在来の野生生物を絶滅に 追いやる要因となっている。

外来種の中には、在来種の捕食、餌資源及び生息・生育環境をめぐる競合による在来種の駆逐、植生破壊による生態系基盤の損壊、在来種との交雑による遺伝的なかく乱、在来 生物への病気、寄生虫の媒介等、地域の生態系、生物多様性に対する様々な影響が懸念されている。

このような状況の中で、平成 16 年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)が制定され、特定外来生物による被害を防止する施策が進められている。しかしながら、外来生物法の規制の対象は、海外から導入された侵略性の高い生物に限られており、国内の他地域から自然分布域を超えて導入された外来種については、対象外となっているなど、県内の希少野生生物の保護対策のためには十分とは言えない。

また、外来種対策を効果的に実施するためには、県民、事業者等の理解と協力が重要である。

こうしたことから、本県においても、希少野生生物の保護施策を進める上で、本県の実情に即した外来種対策を、積極的に推進していく必要がある。

1 侵略的外来種の放逐等の禁止及び防除

国外又は国内の他地域からの外来種による生態系のかく乱を未然に防止するため、侵略 的外来種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことを禁止するものと する。

県は、緑地の整備その他の緑化の事業を行う場合、侵略的外来種の使用を避けるとともに、被害に係る知見が不足しているものの一定の侵略性が報告されている外来種についてもその使用を極力避け、地域在来の植物を活用した緑化を進めるよう努めるものとする。

既に本県において定着し、希少野生生物の生息又は生育を脅かしている又はそのおそれがあるものについては、捕獲、駆除等による個体数の低減、導入経路の遮断等、希少野生生物の保護に関し必要な施策を進めていくものとする。

なお、これらの問題は、関係する分野が多岐にわたり、また広域的な対応が求められることから、環境、農林水産、保健衛生等の関係機関及び国、市町村、近隣県等との連携の下、対策を進めるものとする。

2 外来種に関する調査

外来種が本県の希少野生生物や生態系に及ぼしている影響については未知の部分も多い。外来種対策を進める上で不可欠である外来種の分布、生態的特性、防除手法等に係る 調査研究を進めるものとする。

3 外来種に関する情報の提供

外来種の導入・定着は人間の社会活動の中で生じていること、また本県への経路が極め

て多岐にわたることから、これらの外来種を取り扱う小売業者及び外来種の飼い主等をは じめとした県民及び事業者等に対し、外来種が本県の生態系に及ぼす問題に関する普及啓 発を進めるものとする。

野生生物の保護、その生息地又は生育地の復元・創出等を行おうとする活動に当たって、 他地域に生息していたものを放流する等望ましくない形で実施されている例も少なくない ことから、種内多様性の意義についても、併せて理解を深めていく必要がある。

県は、国、市町村、県民、事業者に対し、緑地の整備その他の緑化の事業を行う際に、 侵略的外来種の使用を避けるとともに、被害に係る知見が不足しているものの一定の侵略 性が報告されている外来種についてもその使用を極力避け、地域在来の植物を活用した緑 化を進めることができるよう情報の提供に努めるものとする。

第6 回復事業に関する基本的な事項

1 回復事業の対象

回復事業は、指定希少野生生物又は希少野生生物群のうち、対象生物の個体数の維持・回復を図るためには、対象生物を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、保全生物学的知見に基づき、その生息地又は生育地の保全・再生、その個体の繁殖促進の事業を推進することが必要なものを対象とする。

2 回復事業計画の内容

回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業推進の基本的事項を、対象とする 指定希少野生生物又は希少野生生物群ごとに明らかにした回復事業計画を策定するものと する。

各計画においては、事業の目標として、維持又は回復すべき指定希少野生生物又は希少野生生物群の個体数の水準及び生息地・生育地の条件等を、また、事業の内容として、採餌・繁殖条件等の改善、森林・草地・水辺等の生息地・生育地における環境の保護・保全・再生等具体的に実施する事業を定めるとともに、対象種となる個体の生息又は生育状況の調査手法等を定めるものとする。なお、自然条件下での個体の存続が困難であると判断した場合、飼育・栽培下での繁殖、生息地又は生育地への再導入等、個体の増殖のための事業を定めるものとする。

3 回復事業計画の提案

回復事業の効果的な実施のためには、県及び市町村等並びに県民、事業者及び民間団体の幅広い主体の協働が欠かせない。回復事業計画については、基本的に、県が主体的に策定するものであるが、併せて、県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人からの適切な提案についてはそれを積極的に取り入れ、本県の生物多様性の保全に生かすよう努めるものとする。

また、関係する希少野生生物保護専門員及び関係市町村等の意見を聴き、地域の実情、実施しようとする事業の実態に即した回復事業計画を策定するよう努めるものとする。

なお、提案に当たっては、条例の趣旨及び条例基本方針の内容について、十分な理解の もと、提案するものとする。

4 回復事業の進め方

回復事業は、国、地方公共団体、県民、事業者、民間団体等の幅広い主体及びその相互協力によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努めるものとする。

また、順応的管理の考えの下、対象種の個体の生息又は生育状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容、また回復事業計画そのものを見直すとともに、生息又は生育条件の把握、生息又は生育環境の管理手法、

飼育、繁殖技術等の調査研究を推進するものとする。

第7 その他希少野生生物の保護に関する重要事項

1 調査研究の推進

希少野生生物に関する保護施策を的確かつ効果的に進めるため、徳島県版レッドリスト・レッドデータブックの定期的な見直しを含めた野生生物の生息・生育に関する情報の蓄積、情報の分析、保護回復手法の検討など、希少野生生物に関する調査研究を進める。

また、こうした調査研究を進めるためには、専門的な知識・技術を有する人材の確保が重要であることから、大学等の教育機関、環境・農林水産・土木関係各種研究機関、市町村、民間団体等と連携し、又はその協力を得て、その育成・確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 野生生物に関する情報共有システムの整備

県・市町村・個人・民間団体・大学・博物館等に蓄積されている、調査研究等により得られた野生生物に関する情報が、後世に渡って効率よく利用できるよう、これらの機関・団体等の間を結ぶネットワーク・システムを整備し、希少野生生物の保護に支障を及ぼさないよう配慮しつつ、希少野生生物の分布・調査方法及び適切な保護・回復手法等に関する情報の交換が円滑に行えるような体制を整備する。

3 推進体制の整備

希少野生生物の保護は各地域の県民・民間団体等との協働によらなければ達成することはできない。このため、県と県民・民間団体等との協働により希少野生生物の個体の生息・生育状況等の巡視等の活動を行う体制を整備するとともに、希少野生生物の保護回復活動に取組む県民・民間団体等に対し必要な助言等を行える体制を整備するものとする。

また、県民・民間団体等が取り組む自発的な希少野生生物保護活動に対して必要な支援措置を講ずるとともに、このような自発的な活動を行う人材の確保及び育成にも努める。

4 開発行為における希少野生生物への配慮

県は、希少野生生物の保護の重要性を認識し、「とくしまビオトープ・プラン」等の生物多様性生物保全のための上位の方針を踏まえ、「公共事業環境配慮指針」等開発行為における希少野生生物への配慮に関する指針を策定する。希少野生生物の生息又は生育環境に影響を及ぼすと認められる開発行為をしようとするときは、上記指針に基づき、順応的管理の考えの下、当該開発行為に伴って生ずる環境への負荷に対し、回避、低減等のミティゲーションを適切に検討し、実施するものとする。

また、環境影響の回避・低減等にとどまらず、自然再生推進法の考えに基づき、過去に損なわれた野生生物の生息・生育環境を積極的に再生するよう努めるものとする。

国や県以外の地方公共団体が行う開発事業についても、希少野生生物の保護のため、適切な措置を講ずることができるよう、希少野生生物に関する情報を提供するなどの必要な措置を講ずるものとする。

5 国及び他の地方公共団体との連携

県は、県の区域を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の広域的な取組が必要とされる希少野生生物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

また、県は、国境を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の国際的な取組が必要とされる希少野生生物の保護に関し、国及び関係機関と連携し、その保護に関する国際協力の推進に努めるものとする。

県は、本県における希少野生生物の保護が、四国、日本及び世界の生物多様性保全の観点からも重要であることを認識し、本県における希少野生生物の保護、生物多様性の保全により、四国規模のビオトープネットワーク、全国規模のビオトープネットワーク及び国際的なビオトープネットワークの形成に努めるものとする。

6 県民等の理解の促進と意識の高揚

希少野生生物の保護施策の実効を期すためには、県民や事業者等の保護への適切な配慮や協力が不可欠であり、希少野生生物の現状やその保護の重要性に関する県民や事業者等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する必要がある。このため、自然環境教育に関連する取組を進めている諸機関等と連携し、徳島県版レッドリスト・レッドデータブック、「とくしまビオトープ・プラン」等を活用した野生生物の保護に関する教育、自然環境関係の各施設を活用した学習の機会の充実及び各メディアを通じての広報活動その他必要な措置を講じ、県民や事業者等の希少野生生物の保護に関する理解の向上、積極的な保護活動への参加の促進をはかるものとする。